

公益社団法人 長崎県宅地建物取引業協会

役員報酬及び費用等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人長崎県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）の定款第30条の規定に基づき、役員報酬及び費用等に関し必要な事項を定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称の如何を問わない。費用等とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用等とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員報酬は、役員報酬及び費用等に関する規程に定めるとおりとする。

2 会員以外の監事には、事業年度ごとに報酬総額として150,000円を支払う。

(費用等)

第4条 役員には、職務に関して要した費用等を支給する。役員がその職務の遂行に要した費用等については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては事前に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員報酬は、直接当該役員にその金額を、金融機関の口座に振込により支払うものとする。ただし、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき役員報酬からその金額を控除して支払うものとする。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
2. 平成27年5月26日 一部改正、同日施行（第3条）
3. 令和元年10月16日 一部改正、同日施行（第5条、第6条、第7条、第8条）